



平成 21 年 7 月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 成 学 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 太 田 明 弘
(J A S D A Q ・ コ ー ド 2 1 7 9)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 藤 田 正 人
電 話 0 6 - 6 3 7 3 - 1 5 2 9

定款の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について、平成21年8月27日開催予定の第23期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 分散している管理機能を有する事業所を一カ所に集約し、管理部門の統合による効率化を目的として本社ビルを取得し、本店の所在地を大阪府豊中市から大阪市に変更するものであります。この変更については、平成 21 年 9 月 30 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨附則で規定するものであります。なお、当該附則については効力発生日経過後、これを削除するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、株券に関する規定を削除するとともに株券喪失登録簿の取扱いに関する経過措置を附則に規定し、併せてこれに伴うその他文言の修正および条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。

2. 日程

定款変更の為の株主総会開催日	平成 21 年 8 月 27 日 (木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 8 月 27 日 (木曜日)

3. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>大阪府豊中市</u>に置く。</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第10条～第36条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>大阪市</u>に置く。</p> <p>(削 除)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第9条～第35条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成<u>および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</p> <p>第3条 当社の本店移転は平成21年9月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本条は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</p>

以上